

平成 2 9 年 6 月定例会

総務委員会説明資料

経 営 戦 略 部

監 察 局

出 納 局

目 次

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算	1
(1) 地方債	1
2 その他の議案等	2
(1) 条例案	2
(2) 権利の放棄について	5
(3) 平成28年度繰越明許費繰越計算書	6
(4) 専決処分の報告について	7

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 地 方 債

一 般 会 計

(ア) 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工 鉱 業 関 係 事 業	180,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
計	180,000			

2 その他の議案等

(1) 条例案

① 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

国家公務員について、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことが追加されたこと等に鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる必要がある。

イ 改正の概要

再度の育児休業をすることができる特別の事情、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情及び育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情に、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加することとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

② 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

地方税法の一部が改正され、地方税犯則調査手続が地方税法総則に規定されることに伴い、所要の整理を行う必要がある。

イ 改正の概要

地方税法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

③ 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 （人事課行政改革室）

ア 改正の理由

地方自治法の規定による市長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市が処理することとする等の必要がある。

イ 改正の概要

（ア） 市が処理している児童福祉法施行規則の事務の範囲を改めることとする。

（イ） ガス事業法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

④ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 （職員厚生課）

ア 改正の理由

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の拡充が行われること等に伴い、所要の整備を行う必要がある。

イ 改正の概要

雇用保険法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日（一部については、平成30年1月1日）から施行する。

⑤ 徳島県税条例の一部を改正する条例 （税務課）

ア 改正の理由

地方税法及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

イ 改正の概要

（ア） 地方税法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。

（イ） 地方税法施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。ただし、（ア）の一部については、平成30年1月1日又は平成31年1月1日から施行する。

⑥ 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

ア 改正の理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の規定により課税免除を受けることができる者に係る対象業種を改める等の必要がある。

イ 改正の概要

（ア） 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の規定により課税免除を受けることができる者に係る対象業種について、情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を加えることとする。

（イ） その他所要の改正を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

⑦ 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

ア 改正の理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、所要の改正を行う必要がある。

イ 改正の概要

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、所要の改正を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 権利の放棄について

ア 退職手当返納金に係る債権放棄について（職員厚生課）

権利放棄の内容

相手方		権利の内容	放棄の理由
住所	氏名		
		退職手当返納金 27,058,963 円に係る債権	回収不能のため

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

(3) 平成28年度繰越明許費繰越計算書

ア 一般会計

課 名	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
				既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
管 財 課	本 庁 舎 等 管 理 費	円 1,016,948,000	円 7,864,000	円	円	円	円	円 7,864,000
合 計		1,016,948,000	7,864,000	0	0	0	0	7,864,000

(4) 専決処分 の 報告について

ア 損害賠償 (交通事故) の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専 決 処 分 内 容

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名
		事故概要					
管財課	那賀郡那賀町在住 1名	250,000円	平成28年10月31日	那賀郡那賀町 地内	平成29年 5月18日	物損	南部総合県民局 県土整備部 那賀庁舎
			県有車両が道路脇歩道に駐車するため、バックしようとしたところ、バックミラーの死角に停止して いた相手方車両に気づかず衝突した。				
	三好郡東みよし町所 在 1法人	112,147円	平成28年11月24日	三好郡東みよ し町地内	平成29年 5月18日	物損	西部総合県民局 保健福祉環境部 美馬庁舎
			県有車両が、幅員の狭い町道の側溝に脱輪しないよう右前方に注意しながら走行していたところ、左 側の倉庫に近づきすぎて車両左側面が倉庫外壁に接触した。				
計		362,147円					

